

令和7年度
内部統制評価報告書

令和8年7月
山口県長門市

地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「長門市の内部統制に関する方針」（令和 4 年 8 月 1 日公表）を策定し、この方針に基づき財務に関する事務の内部統制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

本市においては、令和 7 年度を評価対象期間とし、令和 8 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインに基づき、財務に関する事務の内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価を実施した結果、本市の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において適切に整備されており、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 8 年 7 月 9 日 長門市長 江原 達也